

余市町住民税非課税世帯物価高騰 対策給付金（3万円/1世帯）について

- この給付金は、国の決定を踏まえ、住民税非課税世帯を支援する給付金です。（差押禁止及び非課税の給付金となります）
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円(1回のみ)

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を
受理した日から概ね3~4週間後が目安です

支給対象と支給手続き

基準日(令和6年12月13日)において、余市町に住民登録があり、世帯全員が「令和6年度住民税均等割が非課税(令和5年分の収入が対象)」である世帯

※以下の世帯は対象外となります。

- ・住民税均等割が課されている者の扶養親族等のみからなる世帯
- ・世帯の中に、租税条約による住民税免除の適用を届け出ている者がいる世帯
- ・すでに他の自治体から同様の給付金を受給している世帯
- ・支給対象となった単身世帯の方が、確認書又は申請書の返送を行う前に死亡した場合

※上記の場合以外にも支給対象外となる場合があります

返送が必要です

申請期限：令和7年6月30日(必着)

※本給付金の対象と思われる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」を送付しています。内容を確認し、同封の返信用封筒で返信してください(切手不要)

※こども加算給付金に該当する世帯は、確認書中に「こども加算対象児童」として対象児童を印字しています。

こども加算給付金の詳細については、裏面をご確認ください。



こども加算給付金について

※支給対象となるのは①・②のどちらにも該当する世帯となります。

- ①令和6年度余市町住民税非課税世帯物価高騰対策給付金(1世帯3万円)の確認書による支給対象世帯
- ②基準日(令和6年12月13日)時点で、同一世帯に平成18年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯

※令和6年12月14日以降に生まれた児童、または別の世帯で扶養している児童がいる世帯は、別途申請が必要となります。

※支給対象外となる場合

- ・すでに他の自治体から同等の給付金を受給している場合
- ・基準日時点で施設に入所している児童 など

※支給額は、一人あたり2万円となります。



給付金の支給手続きについて



【A】支給対象①・②に該当する世帯

確認書の返送が必要です

該当と思われる世帯には「確認書」を送付しています。内容を確認し、同封の返信用封筒で返信してください(切手不要)

【B】支給対象①に該当し、次のいずれかの世帯

- ・令和6年12月14日以降に生まれた児童がいる世帯
- ・別世帯で扶養している児童がいる世帯

申請が必要です

※申請期限 **令和7年6月30日(必着)**

- ・申請書を福祉課へ提出してください。
- ・別世帯で扶養している児童がいる場合、「別居監護申立書」の提出も必要です。

【C】上記、A・B以外の世帯で、本給付金の支給対象と思われる世帯

詳細につきましては、福祉課までお問い合わせください。

本給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



お問い合わせ

余市町役場民生部福祉課(物価高騰対策給付金 / こども加算給付金 窓口)



0135-21-2120

受付時間 平日9:00~17:00

個別の課税状況等に関して、お電話でのお問い合わせには回答できません